平成29年第4回(12月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第128号	宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正	可決	
	する条例の制定について	(賛成多数)	
議案第129号	宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条	可決	
	例の制定について	(全員一致)	
議案第134号	工事請負契約(市立長尾中学校屋内運動	可決	11月27日
	場外新築等(建築)工事)の締結につい	(全員一致)	
	て		
請願第 1 8 号	障害者の生活実態調査のすみやかな実施	採択	
	および公聴会実施についての請願	(全員一致)	

# 審査の状況

- ① 平成29年 11月21日 (議案審査)
  - ・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治 たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし
- ② 平成29年 11月27日 (議案審査)
  - ・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治 たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし
- ③ 平成29年 12月18日 (委員会報告書協議)
  - ・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○みとみ 稔之 井上 聖 伊福 義治たけした 正彦 田中 こう 三宅 浩二 若江 まさし

(◎は委員長、○は副委員長)

議案第128号 宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

介護保険法の改正により、指定事業者の指定に関する権限の一部が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、地域密着型サービス、並びに介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定申請及び更新申請において審査事務手数料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 論 点 なし

- 問1 今までの申請手数料は、事業所の指定を行っていた県に支払われており、指定に 関する権限が市に移譲されてから無料としていたものを今回有料化するという認 識でいいのか。それであるならなぜ、県から権限が移譲された段階で有料化しなか ったのか。
- 答1 介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年度4月から法律上みなし指定事業所とみなし指定でない事業所の2つに分かれており、そのうち、みなし指定でない事業所の指定を平成29年4月から無料で行っている。次に、みなし指定事業所の指定を本年度末までに行わなければならず、12月から指定を行う。みなし指定事業者もみなし指定でない事業者も本年度末をもって制度改正に伴う指定が終わり、その後の平成30年4月からは、全ての事業者にとって同じスタートラインになるので、その時点で有料化をしたいと考えている。
- 問2 今まで指定申請時に県に払っていた手数料の支払いが、市に権限がおりて無料となっていたのであれば、それを有料化することで新たに支払いが生じることになるのでは。法的には、そのまま無料で事業者の指定を行うことは可能か。
- 答2 地域密着型通所介護でいえば、平成28年4月に権限が県から市に移譲されており、同月以降に事業を開始した事業所は、少ないが市において無料で指定を行った。 有料とするか無料とするかは市の判断であるが、現在、県内のかなりの自治体が有料化に向かっている。本市においては、審査手続の事務にかなりの時間がかかるため、行財政改革の中で受益者負担の考え方から少しでも収入源をふやしたいと考えている。
- 問3 介護事業者にとって負担になるのであれば、事前に事業者に説明をする必要があるのでは。介護保険事業者協会や宝塚市介護保険運営協議会にはどういった説明を してきたのか。
- 答3 事業者協会は基本的に事業者の意見交換の場であり、市の決定を報告はしている

がその場で諮るといったことはしていない。また、今回の案件については運営協議 会との協議は不要と考えており、議決後に報告を行う。

- 問4 介護保険給付のサービスが外れて、介護予防・日常生活支援総合事業が始まったが、この事業を始めた事業者から、経営している実感として、どのような声が聞こえてきているのか。
- 答4 総合事業の事業者報酬は、市が決めることができ、従来、国のサービスであった 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が市におりてきたことから、国で決めてい た単価を上限とすることになっている。そのため、市において国の単価より引き下 げることができる制度設計がされており、事業者間でいろいろな心配がうわさとな って流れていた。結果的には、本市を含む阪神間各市は、介護予防訪問型サービス 及び介護予防通所型サービスについては国の単価と同一額に設定した。新規サービ スである訪問型サービスAについてのみ従来の訪問介護と比べると 81.7%の単価 に設定した。事業者においては、主力となる事業が従前の国の単価と同じとしてい るので、経営上影響が生じていないと聞いている。
- 問5 市境に近い地区では、生活圏が他市である場合があり、宝塚市民が他市の事業所のサービスを受けることも考えられる。そういう場合は、本市に事業所を出さず、 指定申請手数料が無料になる他市に事業所を出そうと考える事業所もあるのでは ないか。
- 答5 阪神間のように生活圏が市を越えて密接している地域では、他市の事業所のサービス利用はあり得ることである。隣接する市の事業所は有料にすることも考えたが、実際に他市の事業所を宝塚市民がどれだけ利用しているのかデータで確認したところ、他市の事業所を使っているのは1事業所当たり、1人から数人であり、経営的に主力となるような人数ではなかったため、他市の事業所については一律無料とすることとした。

## 自由討議 なし

#### 計 論

### (反対討論)

討論 1 有料化についてはいたし方ないと思う部分もあるが、なぜそれを事業者に説明しないのかが気になる。答弁の中に行革の観点からというのがあったが、行革を実行するには市民への丁寧な説明と理解が必要ではないか。今回のやり方では事業者への事前説明なしに議決されてから、議会で決めてもらったという形で説明するのではないか。どの事業所も経営が大変であり、従事者の給料等の処遇改善も進んでいない中で、わずかであっても負担がふえるとその分どこかを削る必要があり、そういった中で事業所の合意を得られていないものに賛成するのは厳し

い。また、介護報酬についても来年度引き下げされる可能性があり、なぜこのタイミングで負担を求めることをするのかが気になる。そもそもこういったものは行政サービス内でやっていくべきものである。財政難から負担を求めるのであれば、しっかりと説明をしていただきたい。

審査結果 可決(賛成多数 賛成5人、反対2人)

議案第129号 宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議案の概要

宝塚市市民福祉金条例の廃止に伴う代替措置として、ひとり親家庭の子や、遺児を対象とした新たな奨学金制度の提案を予定しており、この代替措置の執行に要する財源を一般会計予算から基金に積み立てるほか、基金の運用益について基金へ積み立てることとするため、条例の一部を改正しようとするもの。

#### 論 点 なし

- 問1 本議案は市民福祉金を廃止する代替施策であり、母子・父子及び遺児の家庭が対象となっているが、近隣市ではこういった経過はたどっておらず、対象は母子・父子及び遺児の家庭に限られていない。市民福祉金廃止の流れを把握していない人がこの制度を知った際に問い合わせがあると思うが、どのように説明をするつもりなのか。
- 答1 問い合わせに対しては、しっかりと理解してもらえるように説明をし、また、ホームページなどでも説明していく。
- 問2 ひとり親家庭に支給されていた市民福祉金を、全額、ひとり親家庭へ活用することをどう担保するのか。
- 答2 大きな課題であると認識しており、要綱等により運用基準をしっかりと定めて、 種別であるとか充当事業を明確にし、しっかりと運用することで問題ないと考えて いる。
- 問3 この議案はこれでよいとは思うが、大学進学者しか対象としておらず、それ以外 の進路の人のことを担保できていない。全てのひとり親家庭のために活用できてい ないのが問題では。
- 答3 市民福祉金の廃止から、市では、母子・父子自立支援員の増員、給付型奨学金、 就学援助の拡充の3つを提案している。これは子どもの生活についてのアンケート 調査結果や自立支援相談員の日々聞いている相談の中で、すぐにしなければならな いと認識している分である。これで終わりとは考えておらず、今後の基金の積み上 がり方も踏まえ、市全体でひとり親家庭への支援について足りない部分があれば今 後も対応していきたい。
- 問4 行革が先に立っていないか。対象となっている人全員に納得してもらえる提案を するべきと考えるが。

- 答4 原則この積立金については、一般財源に返すことは考えていない。自立支援員の 増員によってニーズがより正確に把握できると考えており、ひとり親家庭に対して どういう施策が必要か吟味をし、この基金から必要があれば新たな施策に回してい く。
- 問5 奨学基金を積むのと同時に、奨学金条例そのものを変えないと基金の運用ができないと思うが、奨学基金が先に出てきたことに意図があるのか。
- 答5 まずは市民福祉金廃止後に財源を代替施策に充当にするための担保として、受け入れをする基金の創設が必要になる。奨学金だけがこういった財源を受け入れる基金がなかったため、先に議案を提出した。当然奨学金の条例改正も必要であり、年度内にはしっかりと制度設計をし、平成30年度には条例改正をして取り組んでいきたい。

自由討議		なし
討 訴	À	なし
審査結果	Į	可決(全員一致)

議案第134号 工事請負契約(市立長尾中学校屋内運動場外新築等(建築)工事)の 締結について

#### 議案の概要

市立長尾中学校において、屋内運動場の老朽化を解消するとともに、生徒数に見合った施設規模を確保し、指定避難所としての機能向上を図るため、屋内運動場棟及びプール棟の新敷地への移設新築に係る工事請負契約を締結しようとするもの。

## 【主な工事の概要】

屋内運動場棟、プール棟、渡り廊下及び歩道橋の新築 既存校舎北館における、エレベーターやトイレなどの改修工事

#### 【請負金額】

7億7,608万8千円

## 【請負業者】

株式会社鍛治田工務店

## 論 点 なし

- 問1 宝塚市では各小・中学校に段ボールベッドが配付されており、各小・中学校施設で実施される地域の防災訓練では段ボールベッドの組み立て訓練なども行う。多くの学校で防災倉庫は用具の出し入れがしにくい場所にあり、配慮が必要と思うが、今回、長尾中学校の屋内運動場内に設置する防災倉庫の入り口はそうした大きな防災用具も通る広さになっているか。なぜ広く入り口をとれるピロティ側に開口部をつくれなかったのか。
- 答1 防災倉庫の扉を外部に面して設けると湿気等が入り、また大きな開口部をとると その部分に棚などが設置できず収納力が落ちるため、今回はホール側から出入りが できる配置とした。入り口の幅は1.35メートルで、片開きの扉ではなく、親子開 きの扉とし、大型備品の出し入れもできるようにしている。
- 問2 以前から長尾中学校屋内運動場等の建設に関し地域から陳情が出ていたが、最終 設計に当たり地域や保護者の合意を得ているのか。
- 答2 基本設計の段階で長尾中学校体育館建計画替案についてパブリック・コメントを 行い、長尾小学校育友会等からも意見をいただき、説明もしている。実施設計につ いては基本設計に忠実に進めているので、問題はないと考えている。まちづくり条 例に基づいて地域住民にも話をしているので、議決後は業者決定の説明とともに結 果報告を行う。陳情の提出者にも、意見交換の場で丁寧に説明している。

- 問3 入札に当たり6者が辞退していることの見解はどうか。また、今回未入札という 表示があるが、どういうことか。
- 答3 入札辞退の有無や辞退者の数の多少は個々の案件による。本案件は電子入札で行われ、辞退理由を入力しなければならない仕組みになっていることから、その理由を見ると、辞退した6者のうち3者は予定していた技術者の配置ができないためというもので、残り3者は積算額が予定価格を超過したためとのことであった。未入札の1者は勘違いにより入札期間内に入力ができなかったためで、表示は未入札とあるが取り扱いは辞退となる。
- 問4 辞退した3者が予定価格超過だったが、予定価格と最低制限価格の差が大き過ぎるのではないか。本件については変動型の最低制限価格制度を取り入れているが、入札者が少なかったため契約規則に従い最低制限価格が予定価格の6割となっているのは、公契約条例の考えと照らすと、価格設定が妥当と言えるのか。
- 答4 変動型最低制限価格を取り入れているのは、有効な入札の数が4以上の場合に、一番低い入札額を除いた入札額の平均の85%を最低制限価格とすることで、できるだけ入札価格に近い金額を最低制限価格とすることになり、より実勢価格を契約に反映させるためである。昨年の工事請負契約における入札金額の平均は予定価格の8割を超えており、実際に6割の最低制限価格を下回ることはまずない。最低制限価格はあらゆるところに採用するので、価格設定については研究していく。
- 問5 地域住民への説明の際に、東側マンションからプールが見えてしまうので屋根を 設置できないかという意見が出ており、日よけテントの設置をするとの回答をして いるが、地域住民の要望を満たす日よけは設置できるのか。更衣室からプールへ至 る部分にも設置が必要ではないか。
- 答5 日よけテントはプールの東側への設置を予定しており、設置場所については地域 住民と話をして現在は了解を得ているが、将来的にテントをプール上に設置できる よう、予備のポール等も設置する計画をしている。ただ、今回は生徒の滞留時間が 長い場所のみの設置で、スロープ部やプールの接続部は、日よけの設置ができてい ない。
- 問6 ユニバーサルデザインを導入し、エレベーターには音声案内装置及び点字表示を 設けるとのことだが、避難所となった場合に、障がいを持った人や子どもがエレベ ーターに出入りしやすいよう、病院にあるエレベーターと同じように扉を開け放し にできる機能をつけることを考えてほしいが。
- 答 6 病院の寝台用エレベーターと同じような扉の開放延伸機能のボタンはついていないが、通常のインジケーターの下に身体障がい者用のボタンをつけており、それを押すことで扉が通常より長い時間開放するような機能の設置は検討している。

- 問7 身体障がい者用駐車場のスペースについて、他市では青く塗って目立つようにしているところもあるが、宝塚市ではどこにあるかわかりにくいものが多い。今回、玄関ピロティ側に1台スペースを計画しているが、どのような表示をする予定か。
- 答 7 駐車場地面に身体障がい者用の表示をしているが、あわせて入り口の階段部分に もサインの設置を計画しており、極力目立つような対応を考えている。地面の着色 については関係部署に伝えていく。
- 問8 一時避難所として配慮した設備として、屋外に、災害時に使用できるマンホールトイレの設置を計画しているが、小さな子どもや障がい者、高齢者も使えるようなユニバーサルデザインになっているか。
- 答8 マンホールトイレについては通路部分に4カ所設置できるよう、マンホールの地中の配管整備を計画しているが、上のトイレ部分は工事に入っていない。ユニバーサルデザインに対応したトイレの仕様は今後の課題と考えている。
- 問9 停電時に医療機器等の使用や電動車椅子への充電を想定した非常用発電は考え ているのか。
- 答9 自家発電設備はないが、太陽光発電によるコンセントは3カ所設置する予定である。しかし、夜間は発電できないので、避難所となることを想定し、発電機については総合防災課とも協議して対応を考えていく。

自由討議なし討 論 なしなし審査結果可決 (全員一致)

請願第18号 障害者の生活実態調査のすみやかな実施および公聴会実施についての 請願

#### 請願の概要

#### <請願の趣旨>

今般、宝塚市市民福祉金(以下福祉金)を廃止し、代替施策として基金を設立し、 現在自立支援協議会各部会で協議した事案を基にして、施設の建設や制度の決定をす るそうですが、基金の在り方や、福祉金の廃止の時期、低所得者対策についての説明 が、当事者を含む市民に何らなされていません。

障害者基本法に規定する基本理念を市は守り、まず市民に対する説明責任があるのではないかと考えます。また、障害者総合支援法第88条の5項においては「生活実態の把握をした上で市町村障害福祉計画の作成に努めるもの」としており、市はすみやかに実態調査を実施し、障害者の所得状況と生活状況を把握したうえで、市の考え方を市民に示すべきと考え、下記の項目について請願いたします。

#### <請願の項目>

- 1 障害者の生活および所得についての実態調査を実施してください。
- 2 協働のまちづくりをすすめる宝塚市において、協働の原則である「情報公開・情報共有の原則」に基づき、基金の在り方、福祉金の廃止の時期、低所得者対策について、障害者に具体的に説明するとともに、障害者の意見を聞く公聴会等を開催してください。

- 問1 請願項目1にある所得についての実態調査は9月定例会以降進捗があったのか。 または今後予定があるのか。
- 答1 (紹介議員) 市で市民福祉金に関するアンケートが実施され、速報値は出ている。
- 問2 そのアンケートはいつ、誰を対象に、どのような内容で実施されたのか。
- 答2 (市当局)第4期障害福祉計画が今年度終了するため、第5期障害福祉計画の 策定を進めており、計画策定に当たってアンケート調査を実施する中で、そうし た所得の状況調査も含めている。受給者証や障害者手帳を持っている約3千件を 対象とし、11月20日に締め切り、現在集計中である。
- 問3 集計結果は知ることができるのか。
- 答3 (市当局) 障害福祉計画の中に集計結果を掲載する予定である。
- 問4 前回継続審査の発議をしたのは、議案がまだ議決されていない状況で、請願項

目については実態調査の実施や説明の実施及び公聴会等の開催とのことであったが、口頭陳述の中で市民福祉金の廃止を見直してほしいとの考えが述べられたことから、議案審査への影響を考えたためであった。請願者の思いはよくわかるが、請願の趣旨及び項目については市民福祉金の廃止の見直しを求める請願ではないということか。

答4 (紹介議員) 請願が提出された当時は、市民福祉金の廃止ありきで、その後の計画の具体的な説明もないまま、実態調査も行わないままであったため、そんな状況で市民福祉金を廃止していいのかという思いはあった。市民福祉金を残してほしい人や市民福祉金を廃止してもいいから代替施策を進めてほしい人など、団体や個人によって思いはさまざまで、まず自分たちの状況を知ってほしいという全ての思いが集約されて提出された請願であり口頭陳述であった。現時点においては調査も実施され、低所得者対策などについては、今後具体的に意見交換をしていくことにもなっているので、請願の提出時とは状況が変わってきている。皆の理解を得て、協議しながら進めていくためにも、請願項目については認めてもらいたい。いろいろな思いが集約された請願であるため、市民福祉金の廃止を見直してほしいという思いが全てではない。

自由討議なし討 論 なしなし審査結果採択(全員一致)